

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月29日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給食室給湯器修理

2 履行(納品)場所

横浜市瀬谷区阿久和東4-33-1
横浜市立原小学校

3 契約日

令和5年3月24日

4 履行日又は履行期間

令和5年3月24日

5 契約金額

524,150円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区平沼2-6-8
株式会社奥村商会

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年2月28日午後1時30分頃、給食調理員がお湯が出ていないことに気づいた。栄養士と事務職員で設備回りを調べたところ、給湯器が燃焼していないことがわかった。ガス設備会社へ連絡して状況を確認してもらったところ、経年劣化により給湯器が故障してしまったことが判明した。食物アレルギーをもつ児童が多く在籍している本校では、湯でしっかりと食器類を洗浄する必要があるが、それができなくなると学校運営・児童安全確保に重大な支障が生じるため、緊急での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で、本校での修繕実績が優良な業者を選定した。

9 所管

原小学校